

第47期

定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日～2020年3月31日

開催日時 2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始9時）

受付開始まで会場には入場して
いただけません。

開催場所 東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス3階
カンファレンス



目次

第47期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を 除く。）5名選任の件	7
添付書類	
事業報告	11
計算書類	26
監査報告書	42

株主総会会場ご案内

株式会社 **クロスキャット**

証券コード：2307

(証券コード2307)
2020年6月5日

株 主 各 位

東京都港区港南一丁目2番70号
株式会社 **クロスキャット**
代表取締役社長 井上 貴功

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）17時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|--------------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス 3階 カンファレンス
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。) |
| 3. 会議の目的事項
報告事項 | | 1. 第47期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第47期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項
第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |

第2号議案
第3号議案

定款一部変更の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以上

＜株主様へのお願い＞

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト ([http:// www.xcat.co.jp](http://www.xcat.co.jp)) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
 - ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
 - ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
 - ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
 - ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第47期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりといたします。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円 総額165,062,414円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

(1) 提案の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき当社定款第37条を新設し、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能にするものがあります。同条の一部と内容が重複する当社定款第7条（自己の株式の取得）及び第39条（中間配当）は削除し、条数の変更を行います。

(2) 変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第37条（条文省略）</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第7条～第36条（現行どおり）</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第37条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第<u>39</u>条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第<u>40</u>条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第<u>39</u>条 (現行どおり)</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

2019年6月26日開催の第46期定時株主総会において選任いただいた取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、2020年3月31日付で退任した1名を除く全員（4名）が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当
①	再任 牛島 豊	代表取締役会長
②	再任 井上 貴功	代表取締役社長
③	再任 酒井 竜太郎	取締役執行役員 金融ビジネス事業部担当兼保険ビジネス事業部担当兼 公共ビジネス事業部担当兼法人ビジネス事業部担当兼 DX事業部担当兼営業統括部担当
④	再任 山下 智己	取締役執行役員 経営財務統括部担当兼管理統括部担当兼仙台支店担当
⑤	新任 山根 光則	執行役員 保険ビジネス事業部長



1 うしじま ゆたか
牛島 豊 (1949年10月31日生) 再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年10月	当社入社	2009年4月	当社代表取締役副社長
1990年5月	当社取締役システム本部長	2010年3月	当社代表取締役社長
1998年6月	当社常務取締役システム本部長	2013年4月	当社代表取締役会長（現任）
2005年6月	当社専務取締役		

■ 所有する当社の株式数
350千株

■ 取締役在任年数
30年

取締役候補者とした理由

代表取締役として強いリーダーシップを発揮し、当社及び当社グループの経営を牽引しております。引き続き、培ってきた知識、経験を経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者となりました。



2 いのうえ たかのり
井上 貴功 (1958年12月21日生) 再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年4月	当社入社	2012年4月	当社代表取締役副社長 執行役員営業統括部担当
2003年4月	当社執行役員コンサルティング 事業部長	2013年4月	当社代表取締役社長（現任）
2009年6月	当社取締役執行役員営業統括部長		
2011年4月	当社常務取締役執行役員 営業統括部担当		

■ 所有する当社の株式数
65千株

■ 取締役在任年数
11年

取締役候補者とした理由

当社の主力業務を育てた強いリーダーシップを活かし、代表取締役社長として当社を牽引しております。引き続き、当社の経営や取締役会の意思決定等にリーダーとして牽引していただくため、取締役候補者となりました。



■ 所有する当社の株式数
12千株

■ 取締役在任年数
2年

3 さかい りゅう たろう
酒井 竜太郎 (1964年6月3日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年4月	株式会社イーディーピー・サービス入社	2018年6月	当社取締役執行役員金融第1ビジネス事業部担当兼金融第2ビジネス事業部担当
1990年10月	合併により当社入社		
2004年4月	当社バンキングビジネス事業部第1部長		株式会社クロスユーアイエス取締役（現任）
2015年4月	当社執行役員金融ビジネス事業部長	2020年4月	当社取締役執行役員金融ビジネス事業部担当兼保険ビジネス事業部担当兼公共ビジネス事業部担当兼法人ビジネス事業部担当兼DX事業部担当兼営業統括部担当（現任）
2016年4月	当社執行役員金融第1ビジネス事業部長		

取締役候補者とした理由

入社以来、開発部門に所属し、金融ビジネス分野での豊富な知識、経験、実績を有しており、当社の開発及び営業部門を率いております。引き続き、培ってきた知識、経験を当社の経営や取締役会の意思決定に反映していただくため、取締役候補者としてしました。



■ 所有する当社の株式数
0千株

■ 取締役在任年数
2年

4 やました とも き
山下 智己 (1965年4月9日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1988年4月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行	2020年4月	当社取締役執行役員経営財務統括部担当兼管理統括部担当兼仙台支店担当（現任）
2018年4月	当社入社 経営財務統括部経理部長		
2018年6月	当社取締役執行役員経営財務統括部担当兼管理統括部担当		

取締役候補者とした理由

金融業界における幅広い経験と財務及び経営管理における豊富な知識と経験を有しており、当社の経営財務部門、管理統括部門及び仙台支店を率いております。引き続き、培ってきた知識、経験を当社の経営や取締役会の意思決定に反映していただくため、取締役候補者としてしました。

招集（通知）

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書



5 やまね みつのり
山根 光則

(1969年2月23日生)

新任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年4月	当社入社	2016年4月	当社金融第2ビジネス事業部長
2008年4月	当社金融第一ビジネス事業部 第2部長	2016年7月	当社執行役員金融第2ビジネス 事業部長
2015年4月	当社法人ビジネス事業部長	2020年4月	当社執行役員保険ビジネス事業部 長（現任）

■ 所有する当社の株式数
4千株

■ 取締役在任年数
一年

取締役候補者とした理由

入社以来、開発部門に所属し、金融ビジネス分野での豊富な知識、経験、実績を有しており、保険ビジネス部門を率いております。この経験を当社の経営や取締役会の意思決定に反映していただくため、取締役候補者となりました。

以上

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、10月に消費税率の引上げがあったものの、軽減税率の導入やキャッシュレス決済時のポイント還元といった政策効果の下支えもあり、年内緩やかな回復が続いておりました。2020年に入り新型コロナウイルス問題が顕在化し、東京オリンピック・パラリンピック開催の一年延期が決定される中、国内外の景気は年度末にかけて急速に悪化しました。

当社グループが属する情報サービス業界におきましては、引き続き、クラウドコンピューティング、AI、IoT、ビッグデータ、RPAなどの先端技術を活用した「DX（デジタルトランスフォーメーション）」推進の動きが活発化しており、企業の競争力強化のためのIT投資意欲が拡大すると見られています。

このような状況のもとで、中期経営計画「Collaboration Hub 2020」の2年目として、引き続き、当社グループは、様々なステークホルダー（お客様、従業員、協業企業等）と協創し柔軟な発想で、新たな付加価値創造を行い様々なパートナーシップのHub（中心軸）企業としての役割を推進することを掲げ、グループ一丸となって多様化する顧客ニーズに的確に応え、新規顧客の開拓と既存顧客へのきめ細かい提案活動やIT人材の確保、新技術を備えたスキルシフトを積極的に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、流通、製造向けがそれぞれ順調に推移しましたが、クレジット、公共企業、報道出版向けが減少し、9,674百万円（前年同期比1.0%減）と前年同期を僅かに下回りました。

利益面は、売上原価、販売費及び一般管理費とも前年同期に比べ減少したことから、営業利益は721百万円（前年同期比0.8%増）、経常利益は762百万円（前年同期比2.4%増）の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期には特別利益を計上していたことから、495百万円（前年同期比7.6%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、45百万円で、その主たるものは、コンピュータ関連設備等の費用であります。

③ 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,200百万円
借入実行残高	300百万円
差引額	1,900百万円

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 対処すべき課題

お客様への最適なシステムソリューションの提供を通して成長し続けるために、当社では以下の課題に取り組んでまいります。

① 業容の拡大

IoT (Internet of Things) の発展で世の中のあらゆる事象のデータを取得し、取得したデータから新たな価値を創造できるビッグデータやAIは、社会に欠かせない技術となっており、経営やビジネスの競争優位の獲得に向けたIT投資の戦略性が高まっております。情報サービス業界では、企業のIT投資意欲は高いものの、当社グループが業容を拡大していくには、他社との競争において優位に立つ必要があります。そのために2019年4月より、事業計画に連動してブロックチェーンやAI等の先端技術を活用できる開発体制をスタートさせ、DX (デジタルトランスフォーメーション) への取り組みを一層推進しております。また、子会社であるクロスユーアイエスとのグループ経営のシナジー創出はもとより、事業提携やM&Aについても戦略的検討を継続してまいります。

② 収益力の向上

収益力を向上させるためには、不採算プロジェクトを未然に防ぐことが重要な課題となります。新たな業務分野、新たな技術、初めてのお客様の仕事については、高いリスクを内包していることを前提に、長年運用実績のあるQ M S (Quality Management System) と国際的なソフトウェア開発プロセスの能力成熟度モデルであるCMMIのノウハウを活かし、PMO (Project Management Office) 専任部署による監視強化と併せて高いレベルでの品質管理活動を実践しております。2020年1月に全事業部門で「CMMIレベル3」を3回連続して達成しました。さらに、2020年3月には、公共ビジネス事業部公共第1部において、ソフトウェア開発プロセスの国際的指標の最高位「CMMIレベル5」を2回連続して達成しました。今後は、「CMMIレベル5」達成の部門を拡大していくことで、さらなる品質向上をめざすべく研鑽を積んでまいります。

③ 人材の育成と確保

企業成長には優秀な人材の確保・育成は不可欠であり、お客様からも常に質の高いサービスを求められております。情報サービス企業にとって最も重要な経営資源である技術者の安定的確保とスキルの向上は、継続的な経営課題といえます。当社グループといたしましては、新卒採用、キャリア採用ともに力を入れる一方で、M&Aも選択肢とし、人材の確保に努めます。また、迎え入れた人材が戦力として活躍できるよう、最新技術習得とプロジェクトマネジメントスキルの習得を中心とした社内研修による人材育成に努めており

ます。加えて、重要なビジネスパートナーである協力会社との関係強化により、当社グループと協力会社が一体となって人材強化を実現できる関係を構築してまいります。

④ SDGsへの取り組み

国連が提唱する「持続可能な2030年までの開発目標（SDGs）」の達成を社会的責務と捉えております。経営理念である「心技の融和」に基づき、社会的課題の解決に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

(3) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

項目	第44期 2017年3月期	第45期 2018年3月期	第46期 2019年3月期	第47期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売上高(千円)	10,153,176	9,713,448	9,769,549	9,674,939
経常利益(千円)	576,098	739,659	744,976	762,810
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	417,903	473,604	535,824	495,276
1株当たり当期純利益(円)	49.74	57.54	65.32	65.13
総資産(千円)	5,033,771	5,497,563	5,816,636	5,251,514
純資産(千円)	2,841,203	3,188,681	3,716,113	3,207,240

(注) 第46期より、『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を適用しており、第45期については遡及処理後の数値を記載しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の比率	主要な事業内容
株式会社クロスユーアイエス	100,000千円	100%	情報処理サービス、システム開発及び販売

③ 当連結会計年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、情報システムの企画提案から設計、開発、運用、保守に至るまでの総合的なサービスを提供するシステム開発を主業務に、BIビジネス、オリジナルソリューション販売、オリジナルパッケージ販売によるソリューション提供を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

- ① 当社
 本社 東京都港区港南一丁目2番70号
 仙台支店 宮城県仙台市青葉区花京院二丁目1番65号
- ② 子会社
 株式会社クロスユーアイエス（本社：大阪府大阪市）

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

使用人数	前連結会計年度末比増減
612名(66名)	10名増(2名増)

(注) 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
536名(65名)	14名増(2名増)	38歳1ヶ月	12年3ヶ月

(注) 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	90百万円
株式会社みずほ銀行	70百万円
株式会社横浜銀行	40百万円
株式会社りそな銀行	40百万円
株式会社三井住友銀行	30百万円
株式会社七十七銀行	30百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 35,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,210,960株 (自己株式1,708,123株を含む)
- (3) 株主数 3,969名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
クロスキャット社員持株会	741千株	9.88%
佐藤順子	420千株	5.59%
尾野貴子	413千株	5.50%
牛島豊	350千株	4.66%
磯田晶子	245千株	3.26%
大久保尚子	245千株	3.26%
小野田亜紀	245千株	3.26%
田崎冬子	240千株	3.19%
明治安田生命保険相互会社	240千株	3.19%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	230千株	3.06%

(注) 当社は、自己株式1,708,123株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 重 要 な 兼 職 及 び 状 況
代表取締役会長	牛 島 豊	
代表取締役社長	井 上 貴 功	
取 締 役	酒 井 竜 太 郎	執行役員金融第1ビジネス事業部担当 兼金融第2ビジネス事業部担当 兼公共ビジネス事業部担当 兼法人ビジネス事業部担当 株式会社クロスユーアイエス取締役
取 締 役	長 野 悟	執行役員営業統括部担当 兼仙台支店担当
取 締 役	山 下 智 己	執行役員経営財務統括部担当 兼管理統括部担当
取締役（常勤監査等委員）	田 丸 俊 次	株式会社クロスユーアイエス監査役
取締役（監査等委員）	天 野 忠 彦	
取締役（監査等委員）	五 味 洋 行	株式会社エグゼクティブ・パートナーズ代表取締役 株式会社イーアイティー取締役
取締役（監査等委員）	瀬 戸 川 礼 子	

(注) 1. 取締役 田丸俊次氏は、常勤の監査等委員であります。取締役（監査等委員でない。）からの情報収集及び取締役会以外の重要な会議に出席することでの情報共有並びに内部監査部門との連携により監査等委員会における監査・監督の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。

2. 監査等委員である取締役 天野忠彦氏、五味洋行氏及び瀬戸川礼子氏は、社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 取締役 天野忠彦氏及び五味洋行氏は、長年に亘り在籍した情報サービス業界における知見と企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しております。また、取締役 瀬戸川礼子氏は中小企業診断士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中における地位及び担当の変更

氏名	変更後	変更前	変更年月日
酒井竜太郎	取締役 執行役員 金融第1ビジネス事業部担当 兼金融第2ビジネス事業部担当 兼公共ビジネス事業部担当 兼法人ビジネス事業部担当	取締役 執行役員 金融第1ビジネス事業部担当 兼金融第2ビジネス事業部担当	2019年4月1日
長野 悟	取締役 執行役員 営業統括部担当 兼仙台支店担当	取締役 執行役員 兼公共ビジネス事業部担当 兼法人ビジネス事業部担当	2019年4月1日
佐藤 武次	取締役 特命担当	取締役 常務執行役員 営業統括部担当 兼仙台支店担当	2019年4月1日

5. 当事業年度後における地位及び担当の変更

氏名	変更後	変更前	変更年月日
酒井竜太郎	取締役 執行役員 金融ビジネス事業部担当 兼保険ビジネス事業部担当 兼公共ビジネス事業部担当 兼法人ビジネス事業部担当 兼DX事業部担当 兼営業統括部担当	取締役 執行役員 金融第1ビジネス事業部担当 兼金融第2ビジネス事業部担当 兼公共ビジネス事業部担当 兼法人ビジネス事業部担当	2020年4月1日
山下 智己	取締役 執行役員 経営財務統括部担当 兼管理統括部担当 兼仙台支店担当	取締役 執行役員 経営財務統括部担当 兼管理統括部担当	2020年4月1日

(2) 当事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役	佐藤 武次	特命担当	2019年6月26日
取締役	長野 悟	執行役員 営業統括部担当 兼仙台支店担当	2020年3月31日

なお、取締役 長野悟氏は、辞任による退任であります。

(3) 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く。）	6名	125百万円
取締役（監査等委員）	4名	27百万円
合 計	10名	152百万円

- (注) 1. 上記のうち、社外役員に対する報酬等の総額は3名13百万円であります。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第44期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第44期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 社外役員として兼任している当社の子会社の役員への役員報酬等はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）五味洋行氏は、株式会社エグゼクティブ・パートナーズの代表取締役及び株式会社イーアイティーの取締役に兼務しております。なお、当社は株式会社エグゼクティブ・パートナーズ及び株式会社イーアイティーとの間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	天野 忠彦	当事業年度開催の取締役会には、17回中16回に出席し、情報サービス業界での豊富な知識と企業経営者としての経験から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・発言を行っております。同様に、当事業年度開催の監査等委員会14回すべてに出席し、会計監査、内部監査の適正性への発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	五味 洋行	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、情報サービス業界における長年に亘る経営者としての豊富な経験と幅広い知見から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・発言を行っております。同様に、当事業年度開催の監査等委員会14回のすべてに出席し、会計監査、内部監査の適正性への発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	瀬戸川 礼子	社外取締役就任後開催の取締役会13回のすべてに出席し、ジャーナリスト、中小企業診断士、講演講師、政府関連及び民間の各種選考委員としての幅広い経験と女性取締役として多様な視点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・発言を行っております。同様に、社外取締役就任後開催の監査等委員会10回のすべてに出席し、会計監査、内部監査の適正性への発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に定める額を賠償責任の限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人との監査契約の内容に照らして、監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する会計基準適用の助言・指導業務」に対し2百万円を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の適正性、独立性及び職務の遂行状況等を勘案し、職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の変更が必要であると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社及び関係会社における業務の適正を確保するための必要な体制について決定しております。その「内部統制システム構築に関する基本方針」は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営方針に則った「コンプライアンス方針」を定め、取締役及び使用人が法令、定款及び社内規則を遵守した行動をとるための規範としており、継続的なコンプライアンス教育・研修の実施により、法令遵守意識の定着と周知徹底を図っております。

また、内部監査部門はコンプライアンス状況について監査を行い、その監査結果を社長へ報告すると共に必要に応じ改善指示を通知し、そのフォローアップを行うものとしております。

なお、法令上疑義のある行為等についての通報に応ずる内部通報制度を設け、早期に発見し是正する体制を構築するとともに、通報者の保護に十分配慮することとしております。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録・保存し、取締役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制としております。文書等の管理については、文書管理及び情報セキュリティに関する規程並びに関連する諸規則等に基づき、実施される体制としております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「危機管理規程」を定め、企業経営に関わる危機、リスクの発生防止及び発生時に損失を最小限に防止する体制を整えております。危機管理委員会においては、リスクに関する発生把握及び危機管理規程の見直しについて対処することとしております。

また、発生時につきましては「BCPマニュアル」（情報セキュリティ関係においては「ISMSマニュアル」及び「個人情報保護マニュアル」）により、早期に解決することとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、業務執行における大幅な権限委譲を伴う執行役員制度の導入により、監督責任と執行責任の明確化及び業務執行の迅速化に努めております。また各執行役員は取締役会から示された経営計画の達成を担っております。

取締役会は、毎月1回定時取締役会を開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項が全て付議され決定されると共に業務執行状況を監督する機関と位置付け、業績進捗につきましても議論し対策を検討し運用の充実を図っております。

また、取締役及び執行役員の出席による経営会議を毎月1回定時開催しており、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の協議、進捗状況の報告、監視がなされております。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社の子会社の経営意思を尊重しつつ、当社の「関係会社管理規程」に基づき業務執行状況や損失及びリスク、法令及び定款の遵守状況等の必要事項に関して報告を求め、また当社が当該子会社に対し助言を行うことにより、子会社の経営が効率的に行われる体制を確保することとしております。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとしております。監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されたものとしします。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の使用人の人事（任命、異動、評定、懲戒）については、監査等委員会の同意を得るものとしします。
- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
法令及び定款違反、内部通報、その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人は、速やかに監査等委員へ報告を行うものとしします。

- ⑨ 監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
当社の定める内部通報制度規程において、監査等委員への内部通報について不利な扱いを受けない旨を規定・施行します。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、取締役会や経営会議に出席し、監査等委員が希望するその他の重要な会議へ出席できるものとしております。また、監査等委員は代表取締役との定期的な意見交換や会計監査人及び内部監査部門との情報交換を行い監査の実効性を確保するものとし、当社は監査等委員の独立性を重んじ、その判断を尊重するとともに、監査が実効的に行われるために必要な協力を行うものとしします。
- ⑫ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
当社及びその子会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル及び業務プロセスレベルの統制活動の強化により、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより財務報告の信頼性と適正性を確保することとしております。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することを基本方針としております。
反社会的勢力排除に向け、危機管理委員会による協議と対策マニュアルの整備を行っております。また、不当要求防止責任者を設置し、警察・弁護士等の外部の専門機関とも連携を図りつつ対応を行うものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムに基づき、以下の取り組みを行っております。

① コンプライアンス体制

取締役及び使用人へのコンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、毎年、取締役及び使用人に対しコンプライアンス研修を実施しております。また、毎月、部門単位の代表者が参加するセキュリティ委員会を開催し、コンプライアンスの遵守状況を確認しております。なお、社内規程、方針については社員向けサイトで常時閲覧できる体制となっております。

② 取締役の職務の執行

当社は、取締役会を毎月及び必要に応じ臨時で開催し、経営に関する重要事項を決議するとともに、取締役相互に業務執行状況の監督を行っております。

③ リスク管理体制

当社は、危機管理委員会を毎月開催し、重要リスクの洗い出しと対策を検討することで、事業継続体制を整えております。

④ 監査等委員会の職務執行

監査等委員会は、会計監査人や内部監査部門と定期的に連携を図っております。また、取締役会のほか社内の重要な会議及び委員会に出席することで、事業状況の理解を深め、取締役の業務執行状況を監視するとともに、業務監査の実効性を確保しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(千円未満切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,741,913	流 動 負 債	1,468,787
現金及び預金	985,802	買掛金	338,834
受取手形及び売掛金	2,648,104	短期借入金	300,000
仕掛品	54,242	未払法人税等	150,117
その他	56,391	賞与引当金	190,567
貸倒引当金	△2,627	リース債務	3,097
固 定 資 産	1,509,601	その他	486,171
有 形 固 定 資 産	277,692	固 定 負 債	575,487
建物及び構築物	160,041	退職給付に係る負債	441,007
工具器具及び備品	66,163	資産除去債務	92,375
リース資産	18,301	リース債務	17,034
土地	32,998	その他	25,070
その他	188	負 債 合 計	2,044,274
無 形 固 定 資 産	229,741	純 資 産 の 部	
のれん	75,443	株 主 資 本	2,907,694
ソフトウェア	30,381	資本金	1,000,000
ソフトウェア仮勘定	120,529	利益剰余金	2,969,784
その他	3,386	自己株式	△1,062,090
投 資 そ の 他 の 資 産	1,002,167	その他の包括利益累計額	299,545
投資有価証券	681,720	その他有価証券評価差額金	292,046
繰延税金資産	65,444	退職給付に係る調整累計額	7,498
敷金保証金	216,586	純 資 産 合 計	3,207,240
その他	38,416	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,251,514
資 産 合 計	5,251,514		

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

科 目	金 額	額
売上高		9,674,939
売上原価		7,556,671
売上総利益		2,118,268
販売費及び一般管理費		1,396,587
営業利益		721,680
営業外収益		
受取利息及び配当金	17,971	
助成金収入	9,058	
保険配当金	3,089	
その他の	11,545	41,664
営業外費用		
支払利息	342	
その他の	192	534
経常利益		762,810
特別利益		
投資有価証券売却益	397	397
特別損失		
固定資産除却損	626	
会員権売却損	150	776
税金等調整前当期純利益		762,431
法人税、住民税及び事業税	249,738	
法人税等調整額	17,416	267,154
当期純利益		495,276
親会社株主に帰属する当期純利益		495,276

招集（通知）

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(2019 年 4 月 1 日から
2020 年 3 月 31 日まで)

(千円未満切捨表示)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年4月1日残高	459,237	61,191	3,118,129	△349,897	3,288,660
当 期 変 動 額					
資本準備金の減少による資本金組入	61,191	△61,191			-
剰 余 金 の 配 当			△164,048		△164,048
剰余金の減少による資本金組入	479,571		△479,571		-
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			495,276		495,276
自 己 株 式 の 取 得				△712,192	△712,192
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	540,762	△61,191	△148,344	△712,192	△380,965
2020年3月31日残高	1,000,000	-	2,969,784	△1,062,090	2,907,694

(千円未満切捨表示)

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2019年4月1日残高	413,337	14,116	427,453	3,716,113
当 期 変 動 額				
資本準備金の減少による資本金組入				-
剰 余 金 の 配 当				△164,048
剰余金の減少による資本金組入				-
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益				495,276
自 己 株 式 の 取 得				△712,192
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△121,290	△6,617	△127,908	△127,908
当 期 変 動 額 合 計	△121,290	△6,617	△127,908	△508,873
2020年3月31日残高	292,046	7,498	299,545	3,207,240

連結注記表

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社クロスユーアイエス

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

② たな卸資産

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～20年

工具器具及び備品 3年～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか多い金額をもって償却し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

・小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な収益及び費用の計上基準

ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の計上基準

当連結会計年度までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については検収基準を適用しております。なお、進捗度の見積りについては、原価比例法を用いております。

- ③ のれんの償却方法及び償却期間
7年間の定額法により償却しております。

- ④ 消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 327,331千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	9,210,960	-	-	9,210,960

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	1,008,523	699,600	-	1,708,123

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2019年6月26日開催の第46期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 164,048千円
- ・ 1株当たり配当額 20円
- ・ 基準日 2019年3月31日
- ・ 効力発生日 2019年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2020年6月25日開催予定の第47期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 165,062千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 22円
- ・ 基準日 2020年3月31日
- ・ 効力発生日 2020年6月26日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画や資金繰りに照らして、必要な資金を銀行借入金により調達しており、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業部門は、販売管理規程に則り主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図ることによってリスクを管理しております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価や取引先企業の財務状況を把握し、保有状況を見直すことによりリスクを管理しております。

敷金及び保証金は、主に当社グループの事業所の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。それらの支払については、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、銀行借入金により調達しております。それに係る支払金利の変動リスクを抑制するため金利スワップ取引を利用する場合がありますが、そのデリバティブ取引については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、執行・管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	985,802	985,802	-
(2)受取手形及び売掛金	2,648,104	2,648,104	-
(3)投資有価証券	681,520	681,520	-
(4)敷金保証金	216,586	209,096	△7,489
(5)買掛金	(338,834)	(338,834)	-
(6)短期借入金	(300,000)	(300,000)	-
(7)未払法人税等	(150,117)	(150,117)	-

(*)負債に計上されているものは、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 敷金保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積った返還予定時期に基づき、国債の利率で割引いて算定する方法によっております。

(5) 買掛金、(6)短期借入金、(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	200

(注)非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず時価を把握することが困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 427円 47銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 65円 13銭 |

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(千円未満切捨表示)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,075,850	流動負債	1,291,004
現金及び預金	533,474	買掛金	276,079
売掛金	2,447,845	短期借入金	300,000
仕掛品	45,277	未払金	54,125
前払費用	41,169	未払費用	94,187
その他の貸倒引当金	10,524	未払法人税等	123,961
	△2,440	未払消費税等	218,475
固定資産	1,630,225	前受り金	28,886
有形固定資産	235,842	賞与引当金	19,945
建物	143,893	リース債務	163,563
構築物	537	その他の負債	3,097
車両運搬具	188		8,683
工具器具備品	39,924	固定負債	529,178
リース資産	18,301	長期未払金	25,070
土地	32,998	退職給付引当金	404,084
無形固定資産	149,950	資産除去債務	82,989
ソフトウェア	26,034	リース債務	17,034
ソフトウェア仮勘定	120,529	負債合計	1,820,182
電話加入権	2,391		
その他の投資その他の資産	994	純資産の部	
投資その他の資産	1,244,432	株主資本	2,593,847
投資有価証券	681,720	資本金	1,000,000
関係会社株式	250,000	利益剰余金	2,655,937
敷金保証金	216,186	利益準備金	53,618
役員保険積立金	23,578	その他利益剰余金	2,602,319
繰延税金資産	58,109	繰越利益剰余金	2,602,319
その他の資産	14,837	自己株式	△1,062,090
資産合計	4,706,076	評価・換算差額等	292,046
		その他有価証券評価差額金	292,046
		純資産合計	2,885,893
		負債・純資産合計	4,706,076

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

科 目	金 額	金 額
売上高		8,257,465
売上原価		6,436,851
売上総利益		1,820,613
販売費及び一般管理費		1,233,484
営業利益		587,128
営業外収益		
受取利息及び配当金	17,971	
受取手数料	1,436	
保険配当金	3,089	
助成金収入	9,058	
その他の	9,944	41,500
営業外費用		
支払利息	342	
その他の	192	534
経常利益		628,093
特別利益		
投資有価証券売却益	397	397
特別損失		
会員権売却損	150	150
税引前当期純利益		628,341
法人税、住民税及び事業税	199,222	
法人税等調整額	6,597	205,820
当期純利益		422,521

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金				
			資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計 合
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 金	
2019年4月1日残高	459,237	61,191	53,618	38,000	2,785,418	2,877,036	
事業年度中の変動額							
資本準備金の減少による資本金組入	61,191	△61,191					
剰余金の配当					△164,048	△164,048	
当期純利益					422,521	422,521	
剰余金の減少による資本金組入	479,571			△38,000	△441,571	△479,571	
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	540,762	△61,191	-	△38,000	△183,099	△221,099	
2020年3月31日残高	1,000,000	-	53,618	-	2,602,319	2,655,937	

(千円未満切捨表示)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2019年4月1日残高	△349,897	3,047,567	413,337	413,337	3,460,904
事業年度中の変動額					
資本準備金の減少による資本金組入		-			-
剰余金の配当		△164,048			△164,048
当期純利益		422,521			422,521
剰余金の減少による資本金組入		-			-
自己株式の取得	△712,192	△712,192			△712,192
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△121,290	△121,290	△121,290
事業年度中の変動額合計	△712,192	△453,720	△121,290	△121,290	△575,010
2020年3月31日残高	△1,062,090	2,593,847	292,046	292,046	2,885,893

個別注記表

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～20年
工具器具及び備品	3年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれが多い金額をもって償却し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支払に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の計上基準

当事業年度までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については検収基準を適用しております。なお、進捗度の見積りについては、原価比例法を用いております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	269,321千円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示されたものを除く）	
短期金銭債権	1,981千円
短期金銭債務	2,508千円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額	
営業取引（支出分）	20,453千円
営業取引以外の取引（収入分）	4,286千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	1,008,523	699,600	—	1,708,123

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	50,082千円
未払事業税	10,682千円
未払事業所税	2,643千円
未払法定福利費	7,614千円
退職給付引当金	123,730千円
資産除去債務	25,411千円
未払費用	2,294千円
長期未払金	6,430千円
減損損失	4,938千円
その他	18,932千円
(繰延税金資産小計)	<u>252,760千円</u>
評価性引当額	<u>△41,095千円</u>
(繰延税金資産合計)	<u>211,664千円</u>

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△24,664千円
その他有価証券評価差額金	<u>△128,891千円</u>
(繰延税金負債合計)	<u>△153,555千円</u>
繰延税金資産(負債)の純額	<u>58,109千円</u>

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 クロスユーアイエス	所有 直接100%	役員の兼任 ソフトウェア 開発業務の委託	—	—	—	—

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 384円 64銭
- 1 株当たり当期純利益 55円 56銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社クロスキャット
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 板谷 宏之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森田 浩之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クロスキャットの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クロスキャット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社クロスキャット
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 板谷 宏之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森田 浩之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クロスキャットの2019年4月1日から2020年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

株式会社クロスキャット 監査等委員会

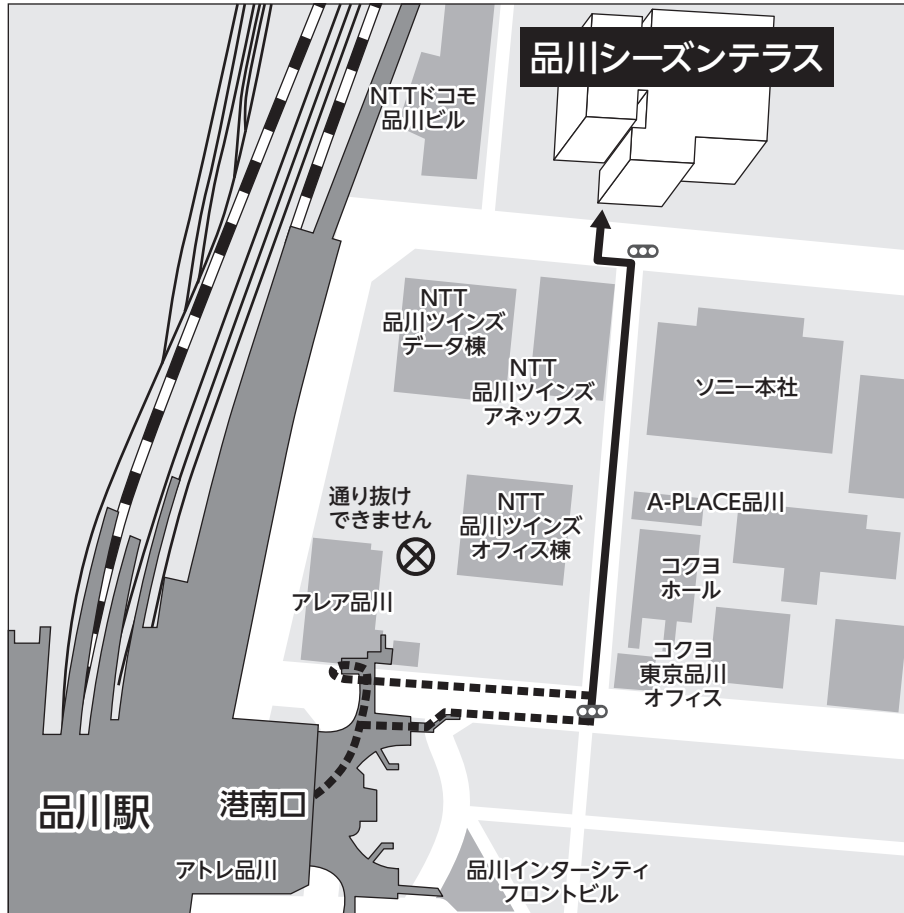
常勤監査等委員	田丸俊次	㊞
監査等委員	天野忠彦	㊞
監査等委員	五味洋行	㊞
監査等委員	瀬戸川礼子	㊞

(注) 監査等委員天野忠彦、五味洋行及び瀬戸川礼子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内

会場 東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス
3階 カンファレンス
TEL 03 (6433) 1905



交通 JR品川駅 港南口（東口）より徒歩9分
京浜急行電鉄品川駅 高輪口より徒歩12分

※ 例年、総会当日にお配りしておりましたお土産は今回はとりやめさせていただきます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。